

パークロやエタン、フロン類を使って クリーニング作業をしていた場合には 土壤汚染状況調査を行う必要があります

ドライクリーニングで使用する溶剤の地下浸透のおそれに対して、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）や土壤汚染対策法では、土壤汚染の有無を調査し、その結果を区や都に報告することを義務づけています。

普段から、溶剤やスラッジの取り扱い、ドライ機や配管からの漏れには十分注意していただき、地下浸透による土壤汚染の未然防止に努めていただくようお願いします。

< 環境確保条例の土壤汚染状況調査に関する義務 >

1 誰が

クリーニング所を設置している方で、パークロやエタン、フロン類を取り扱っている方、または取り扱ったことのある方

2 どんな時に

- (1) ドライ設備(パークロ、エタン、フロン類)を有する(過去に有した)クリーニング所を廃止するとき
- (2) ドライ設備(パークロ、エタン、フロン類)を有する(過去に有した)クリーニング所を建替えするとき
- (3) パークロ、エタン、フロン類のドライ機を撤去、更新するとき

3 どんな溶剤が対象か

過去を含め、パークロ(パーク、パークレン)やエタンを取り扱ったことのあるクリーニング所で、対象となる主な物質は次のとおりです。

物質名	溶出量基準	第二溶出量基準	含有量基準	地下水基準	第二地下水基準
テトラクロロエチレン(パークレン)	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	設定されていません	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン(エタン)	1 mg/L 以下	3 mg/L 以下	設定されていません	1 mg/L 以下	3 mg/L 以下
ふっ素及びその化合物(フロン類)	0.8 mg/L 以下	24 mg/L 以下	4,000 mg/kg 以下	0.8 mg/L 以下	8 mg/L 以下

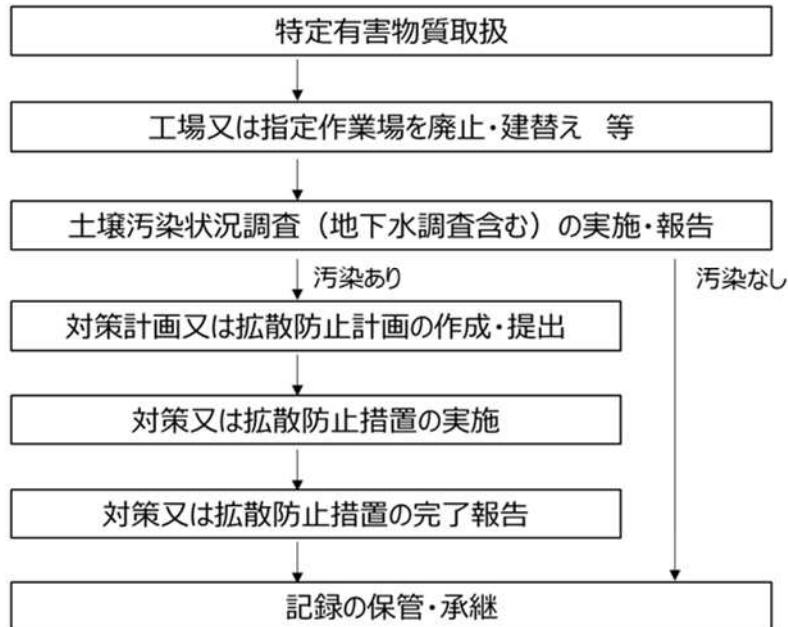
注意 1 環境確保条例では、パークロ・エタンの分解生成物についても調査対象として追加されます。

注意 2 特定有害物質が含まれているかどうかは安全データシート(SDS)等で確認が必要です。

4 どんなことを行う必要があるか

- (1) 土壤汚染の有無を確認するため、土壤汚染状況調査の実施と区への報告
- (2) 調査の結果、基準を超えた場合には汚染対策又は拡散防止の実施と区への報告

5 土壤汚染状況調査・対策の流れ（概略）



- ※ 調査は土壤汚染対策法に基づく指定調査機関に依頼してください
- ※ 調査を行わず土地の譲渡等があった場合は、土地譲受者も調査の実施・報告の義務を負います
- ※ 汚染の有無にかかわらず、区が台帳を調整し公開します

< 土壤汚染対策法の土壤汚染状況調査に関する義務 >

有害物質使用特定施設（クリーニングの洗浄施設等）の廃止時には、環境確保条例と合わせて土壤汚染対策法も適用され調査報告義務が生じます。

< 問合せ先 >

環境確保条例第 116 条、第 116 条の 2 について

江戸川区 環境部 環境課 指導係

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所北棟 3 階 番窓口

電話 03-5662-1995(直通)

土壤汚染対策法について

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壤地下水汚染対策係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 20 階

土壤汚染総合相談窓口 電話 03-5388-3468(直通)